

山口県林業・木材産業改善資金の基本的事項

1 基金の名称

山口県林業・木材産業改善資金

2 基金造成額（令和5年3月31日現在）

基金の造成額	貸付勘定	208,020,000円	
	うち国費相当額	(造成額)	134,718,000円
		(運用益)	141,396円
	業務勘定	4,699,872円	
合計		212,719,872円	

○貸付残高（令和5年3月31日現在） 36,861,000円

3 基金事業等の概要

① 事業の内容

林業従事者等が林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入するに必要な資金を貸し付けるもの。

② 資金の種類

林業・木材改善資金助成法の施行について 別紙1 第2第1項 参照

4 申請方法

① 貸付資格の認定

借受申請者は、林業・木材改善資金貸付資格認定申請書に必要な書類を添付し知事に提出し、貸付資格の認定を受けなければならない。

② 貸付の申込

借受申請者は、貸付資格の認定を受けたのち、知事に林業・木材改善資金貸付申請書を提出する。

③ 申込期限

①、②に係る申込は随時受付とする。

5 貸付決定

知事は、林業・木材改善資金貸付申請書の提出があった場合は、速やかに、その内容を審査の上、貸付金を貸し付けるかどうかの決定を行う。

6 審査基準

山口県林業・木材産業改善資金等貸付資格認定及び貸付決定に係る審査基準要領 参照